



三池主婦会による家庭民主化の展開 : 生活の多元性に基づく労働の問い直し

富永, 貴公

(Citation)

神戸大学発達科学部研究紀要, 13(1):39-48

(Issue Date)

2005-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81000632>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81000632>



三池主婦会による家庭民主化の展開 —生活の多元性に基づく労働の問い直し— The Activities of Housekeepers on Miike Dispute

富 永 貴 公*
Takahiro TOMINAGA

Abstract: This paper focuses on the house keepers' activities on Miike Dispute, Miike Shufu-Kai. Though Miike Shufu-Kai had organized by husbands' union at first, the member of Shufu-Kai had come to see herself as the subject to participate in the dispute, and demand to democratize not only their husbands' workplaces but also their relationships between their families through their communications. Housekeepers had gained the worth based on the diversities of their lives and the others. That worth made the dispute be based on plural lives and indicates the significances of the perspective on lives to contemporary acts reclaiming labor.

1. 研究の目的と意義

三井三池争議は1959年から60年にかけて、当時国内最大の炭鉱であった三井鉱山三池鉱業所で争われた労働争議である。組合分裂による労働者同士の争いを直接的な契機に、結果として第一組合側が敗北した。当時、「総資本対総労働の闘い」と呼ばれたこの三池争議に関しては争議中、終結後において数多くの調査、研究が行われた¹⁾。それらは研究対象を三池労働者、及び三池労組とそれに対峙した三井鉱山経営陣とし、生産点における労使の攻防に焦点を当てていた。

一方、「三池労組の赤旗の立つところには、どこでも三池主婦会の旗が並びたてられた。主婦たちの力なしにはあの闘争はたたかひぬけなかった。とすれば主婦の闘いを欠落させた三池調査・研究は、まったく一面的であるといわざるを得ない」²⁾と指摘されていたにもかかわらず、主婦を争議主体として分析対象に置く研究、主婦会を主題とする研究は今日に至るまで少ない³⁾。

本研究の課題の第一は、三池労組に集った夫たちの陰にあった主婦たちの存在を可視化することである。階級の視点から掲げられる「人間の解放」という普遍的な理想がしばしば個別の価値を排除する発想のもとで述べられてきたことを考えれば、三池主婦会の活動に着目し、個々の主婦、家族の位置から改めて三池争議を理解することは、個別と普遍、あるいは性と階級の二分法を越えて三池争議が本来持っていたはずの多面性を回復することに他ならないと考える。

第二の課題は、三池における主婦たちの活動を取り上げることによって、性別役割分業体制のなかで主婦が体現している生活、主婦役割が持つ価値を再検討することである。これまでも主婦、あるいは主婦役割そのものに関しては多く論じられてきた。例えば、第一次主婦論争を引き起こした石垣綾子「主婦という第二職業論」では、主婦役割が「たいして魅力に富んだものではなく、「彼女が聡明であり、考える女、知的な女であればあるほど、主婦の退屈な変化のない生活に飽き飽きしている」⁴⁾として、主婦役割への疑問が提起され、第二次主婦論争の口火を切った磯野富士子「婦人解放論の混迷」では「なぜ家事労働が価値を生まないのか」⁵⁾と、家事労働の無償性が問題にされた。

二回にわたる主婦論争で出されたこれらの論点は、後に生まれた女性学において、特に草創期から80年代のフェミニズム導入にかけての中心的な課題であった。日本では1960年代に進行した女性の「主婦化」の裏側で女性の雇用労働者化も急速に展開したのであるが、前者がピークに達した1970年代以降、出産・結婚期における女性労働者の退職、中年期以降のパート再就労といった女性雇用労働の「主婦化」が進んだ。産業発展に寄与する男性労働者と、それを支え、次世代の労働力を育成する主婦という性別役割分業体制が高度経済成長を通じて形成され、それは後に「妻たちの思秋期」「主婦症候群」に帰結した。性別に基づく労働と生活の峻別は前者の後者に対する一方向的規定、権力関係として表出し、主婦たちの問題状況を生活の場で生み出してきたのである。

* 神戸大学大学院総合人間科学研究科博士後期課程

(2005年4月15日 受付)
(2005年8月1日 受理)

しかし、主婦の問題状況を明らかにしてきた女性学、主婦研究は、主婦たちが現実的な生活課題を解決する方途を必ずしも示してこなかったのではないだろうか。むしろ、現実の主婦が抱える問題状況を反映して、夫に扶養される、解放され得ない女性という価値付けが優勢であったとさえ言えよう。先述した第一の課題と関わって、主婦の価値は階級視点のみならず、女性解放の視点からも十分に検討されてきたとは言い難い。

これらの問題関心のもと、本稿では、労働の場の民主化を主張する夫たちの組織に随伴しながらも、生活の場を中心に活動を行い、さらに夫たちの非民主的な態度の是正を求める家庭民主化の希求へと活動を展開した主婦たち独自の価値選択の内実を明らかにする。これらを通じて、現象としての主婦役割に内在する生活の意義を検討し、さらには労働と生活両者の権力関係を止揚する方途について考察したい。

研究方法は、文献研究及び聞き取り調査である。聞き取りは、元主婦会会員三名を対象として集団面接を行い、さらに三池争議時分に主婦会会員であった者二名を対象として個別の聞き取り調査を行った⁶⁾。

2. 三池労組による主婦組織の設立

(1) 会社に対する主婦の不満

三池主婦会結成前、三井鉱山株式会社は炭鉱労働者のみならず、その家族を対象にした労務管理を実施していた。それを支えた制度的な条件として、世話方と家族会・婦人会が挙げられる。

会社は社宅内を幾つかに区分し、各々に担当の世話方を配置して、炭鉱労働者の出勤状況の把握や逃走防止に当たらせていた。世話方は労働者の家族構成や縁故等、細部にわたる調査を行うことによって労働者個々の生活を掌握し、例えば社宅への入居、割り当ての決定や、私用の旅行について許可する権限を有していた。その世話方を含む職員と一般炭鉱夫の間には、福利厚生面で明白な待遇の違いが存在した。例えば、住宅改修に対する補助額、従業員に配給される焚き物の量が異なり、職員は一般鉱員を私用に行使することさえ可能であった⁷⁾。この状況のもと、一般鉱員を夫に持つ妻の願いは職員に取り入って夫を職員にすることであった⁸⁾。

家族会・婦人会も世話方と同様に地域ごとに設けられ、役職に就いている夫を持つ妻が会長、役員になるのが通例であり、一般の主婦が役員人事や運営に関与することは不可能であった。役員の人選は会社の人事係との相談の上決められ、会合の準備は世話方が行った。一般鉱員の妻たちは役員の発言に賛同するためだけに会合に列席したという⁹⁾。このような家族会・婦人会のあり方に対して不満を感じる主婦は少なくなかった。主婦会会員の一人は、当時の様子を以下のように書き記している。

昭和二十六年ごろだったでしょうか、議員選挙のときに山川社長（三井鉱山）が立候補のあいさつに各地をまわったのですが、その折、私どもは、花束を準備し迎えたものです。何の抵抗も感じていませんでした。そのあと、田吹さん、田代さん二人が家にみえて「会社側の人を、おすのはおかしい、婦人会を選挙に利用しては困る」このようなことがないように会長に申し入れようと

いわれ「そうですネ」と考えさせられ、田吹さんと二人で会長宅へ抗議の要請をしたことが昨日のこのことです。¹⁰⁾

しかし、三池主婦会が組織される前の主婦たちは福利厚生における職員と、一般鉱員間の差別的な待遇を認識してはいても、夫を職員にしたいという願いのもとで、世話方制度と家族会・婦人会を基盤とする強力な会社の労務管理をむしろ自発的に引き受けていた。このことによって職場のみならず、社宅にまで及ぶ経営側の専権は安定していたのである。

1953年、三池労組は組織強化に重点をおいた運動方針を掲げ、その方策の一環として地域分会の育成強化と主婦の組織化を展開した。地域分会は「自由な日常生活の場における強力な結合」、「闘争組織の基幹として」1952年に組織されたが、主婦の組織に関しては「既存婦人会とは併立的に或いは吸収的に逐次地域分会婦人部組織に切り替え年度内に炭婦協加盟を完成する」とした¹¹⁾。日本炭鉱労働組合（炭労）の決定を受けて、日本炭鉱主婦協議会（炭婦協）が1952年に結成されていた。一方、三井鉱山株式会社側は「主婦組織が、組合側の掌握下に入った場合、現場には、会社の意向をそのまま伝達しうる労務管理の対象としての組織体がまったくなくなってしまう、労務管理の困難性を著しく増大する」と認識していた¹²⁾。主婦の組織は労使双方によって攻防の要に位置づけられていたのである。

ところで、三池労組が主婦の組織化の必要を認識したのは1950年末の賃金闘争に際してである。賃金闘争に関する抗議文を家族から山元経営者に宛てて出すようにという三鉱連（全国三井炭鉱労働組合連合会）の指示を受けて三池労組は各婦人会にそれを依頼したが、ある支部の婦人会長がこれを拒否した。その後も組合の支部執行部と婦人会幹部とで「組合に連携する」主婦組織の設立についての懇談会を開いたが、婦人会幹部が主張する「中立性」ゆえに組合側の目的は達成されていなかった¹³⁾。

会社の専権に対して不満を抱えていた主婦たちが、主婦組織を結成するために街頭討論会、情宣を重ねる三池労組の主導に呼応する形で、1953年5月12日に炭婦協分会第一号が結成された。同年7月20日には委任状を含めて約5000名の参加者が集い、三池炭鉱主婦連絡協議会（日本炭婦協三池支部）結成大会が行われた¹⁴⁾。

(2) 「中立性」の克服と性役割意識の葛藤

この結成大会に際して、世話方、婦人会が参加しようとする主婦たちに対する妨害を行った。例えばある婦人会会長は、隣家に住む元主婦会会員の母親を訪ねて結成大会に参加しないよう、次のように説得した。

ちょうど上の弟が鉱山学校、炭坑に行くのに、そがん学校があったわけですよ。就職難でね、高校、行っても通らないような感じでね。あんたの家の息子が退学になるからいかん方がよかって母に言っとらすけん、うちの母ね、もう退学になったらこれこそ食上げになってしまうって、自分も行っとらんわけたい。そしたら父から怒られとらすとたいね。一騒動になったですよ。¹⁵⁾

三池炭山株式会社が労働者確保のために設立した鉱山学校は、子どもを通わせていた労働者家族にとって次世代の収入源を保障するものであった。三池炭婦協の結成は労働者家族を対象とした労務管理に対する一部の主婦たちの不満を基盤としていたが、結成当時に組織化された主婦は全体の半数に過ぎず、残りの半数は依然として「中立性」を標榜する会社側の婦人会に止まった。炭婦協の結成大会に参加することは家族の今後を危機にさらすことでもあったのである。

三池炭山において炭婦協が結成された直後の1953年8月7日、「三井鉱山企業合理化要綱」として三井鉱山の全労働者の12%に及ぶ大量解雇が発表された。これを契機として、三井鉱山株式会社と全国三井炭鉱労働組合連合会（三鉱連）との間に、113日に及ぶ三鉱連争議が始まる。合理化要綱の発表と同時に三池労組は各支部の正門前で48時間に及ぶ座り込みを行い、13日からの無期限ストには子どもを連れた主婦も座り込みに参加している。労働者とその家族の反対に対して会社は希望退職者募集受付の期日を5日間延長するなどの譲歩を見せたが、結局は27日から29日の間に希望退職者を募集し、9月4日までに退職勧告、同日付の解雇とする旨を通告した¹⁶⁾。

三池労組は希望退職募集が始まる8月27日に24時間ストを行い、同時に行われた各社宅の決起大会には約2万人の労働者とその家族が参加した。31日には再び24時間ストを行い、解雇勧告の最終日である9月4日には被通告者とその家族約2000名を中心に、のべ12000名が本社前に押し寄せた。雨のなかで行われたこの「首切り返上デモ」は、「組織はじまって以来の壮絶なものだった」¹⁷⁾という。

10月14日には炭婦協単独で初の決起集会を開催し、その時採決された抗議文では「主婦は家庭を守れとは、いかなる場合にも聞く言葉です。しかしながら、経済安定なくして、何の修養、何の向上ありましようか。／私たちの家庭経済は、まさに危機にひんしています。／この責任は、誠意をもって私たち大衆の言葉を聞こうとされない会社側にあるということを断言いたします」と述べられている¹⁸⁾。

これら一連の活動に参加した主婦たちの多くは子育て期にあり、子どもを連れてそれらに参加することは母役割に抵触するとして非難された。非難された当事者である元主婦会会員は、次のように述懐している。

子どもまで濡らしてから、「炭掘り仲間」ば歌って、あれが母親かとか書く新聞もあるし。悪口言われて。炭婦協のおばさんたちは、えすかあって。

指名解雇が出てから三井鉱山の本社に座り込みに行っでですね。それが私たちの闘争経験の初めてやね。私はもう子ども産んですぐ。デモにはみんなおんぶして、手引いて、子ども二人ぐらいい連れて来ったですよ。決起集会にでもね、反対デモにでも。ほんなこと、泣かせんごって一生懸命。¹⁹⁾

決起集会時に採決された抗議文における主婦たちの要求と実際の活動は、家庭の主婦に課せられる性役割期待に応えるものであった。しかし、要求を掲げるという行動に表れた主婦たちによる「中立性」の克服は、母役割を中心とした性役割意識との葛藤のなかで行われ

た。主婦会会員として活動に参加することは既存の婦人会からの脱会を意味したのであるが、会社と労組の対立関係のなかで会社側に立つことに対して付与されていたのは「中立性」のみならず、三池における「女らしさ」であり、主婦たちが炭婦協の活動に参加するためには両者の克服を要したのである。

1953年11月27日、三鉱連全体で1815名、三池炭鉱では311名の職場復帰を成しえた。しかし、同日三池では炭婦協結成を巡る福利厚生についての差別待遇が未解決であるとしてさらに24時間ストを行い、11月30日の議事録確認において三池炭婦協に対する会社の公認をとりつけた²⁰⁾。その翌年6月には三鉱連争議の延長として世話方制度を廃止させ、これらによって三井鉱山の労働者家族に対する労務管理は制度的な条件を失った。この争議を通じて主婦たちの組織率は向上したのである²¹⁾。

3. 主婦たちによる家庭民主化の展開

(1) 生活改善運動・家族会議による家族の団結

指名解雇者ゼロを達成した三鉱連争議後、労組は「闘争組織」「戦術」「大衆行動」に関する問題に加え、「給与補償対策」「生活指導と赤字対策」からなる「生活対策」の不徹底、「拒否者及び脱落者」の間にあった「感情の隙」を「自己批判」している²²⁾。日本労働運動史上、かつてないほどの団結を基盤に解雇撤回をなしえた一方で希望退職を防ぎ得なかった事実について、労組は「退職者の大部分は高利の借金が原因であった。しかも働いても働いても利子にさえ追いつけない高利は、一度借りたが最後、今の賃金では浮かば瀬がないのである」とし、彼らの窮状を「もっと突っ込んで研究し、対策を立て組合を信頼し、組合にすべてを任せられるだけの態度を明示すべきであった」と総括している²³⁾。

この反省に立ち、労組は1954年夏、各支部いっせいに組合員の生活実態調査を行うことによって、会社に止まった労働者家族でさえその半数が何らかの借金を抱えていること、その内の多くが高利貸からのものであることを把握した。この調査に基づいて労組は労働金庫等から2億300万円を借り入れ、特に多額の借金を抱える組合員家族に借金返済用として融資している。

その後、労組は特別生活対策として家計簿の交付、家計簿の付け方講習会、料理講習会、炭婦協と共同での生活合理化委員会の設置、虚礼廃止、子どもの小遣い節約、パチンコの禁止、嗜好品の節約、食生活の改善、掛買いの廃止などの運動を行っている。特に家計簿記入活動は、主婦に「生活の計画化だけにとどまらず、これを全家庭に配布することによって、消費実態を具体的に把握」させ、「賃金要求の意識を高める」ことを目的とするもので、この活動を進めることによって「考える主婦づくり」が目指された²⁴⁾。

三池労組主導の特別生活対策が行われていた一方で、主婦たちは炭婦協があくまでも協議会とされているため、諸活動の取り組みに各支部で偏りがあることを問題とし、組織単一化を目指した規約の改正を行っていた。このなかで三池炭鉱主婦協議会から三池炭鉱主婦会（略称、三池主婦会）へと改称された²⁵⁾。

組織が整えられた三池主婦会は、労組と共同で一連の生活革命運動を行った。三鉱連争議後の特別生活対策を引き継ぐ形で、1955年8月（第一次）から9月（第二次）、12月（第三次）、1956年2月（第

四次)にわたって生活革命運動を展開し、これらは三池争議中、争議後も継続された。1956年の年末には例年行っていた門松・しめ縄の廃止、虚礼廃止、年末助け合い運動に加え、新たに家族会議による生活設計、給料の一日寝かせが取り入れられている。その様子を三人の子どもの母親であった当事者は次のように証言している。

給料はこのぐらいつて、袋に分けるわけですよ。今月はこれくらいあるけんか、ちょっと残るけん、今一番大事なもんは何を買わんなんか三人で決めんねて。²⁶⁾

当初、給料の一日寝かせに伴って賃金の使い道を討議する場であった家族会議は、会社による合理化が進行するなかで、それに反対する意志統一の場ともなった。例えば、当時の家族会議の様子を元主婦会会員は次のように述べている。

うちは月初めの何日にしようと決めとったもん。

前はよう眠る時間のあったばってん、この頃は合理化で仕事の量の多くなったけんか、眠られんごとなったぞとか、お父さんが話ばさすわけよ。そうすつと、帰ってきたらちゃんと眠らすつととせんばねとか、合理化は家庭の問題ねて、そこらへんからなってきたわけよ。前は、そりゃ職場の話たい、賃金の減ったときはできんねえつてぐらいのもんじゃった。自分の生活に、合理化がどげん響くかっていうことをね、合理化は家庭の問題だということて主婦が理解するようになって、三池闘争もやれえー、力合わせて、総力を挙げて、というのができたと思うですよ。²⁷⁾

主婦の争議主体としての自己に対する認識は、職場と家庭の連結を見出すことによって可能になった。その際、この家族会議の実践が生活の場から反合理化の対抗軸を講じるうえで重要な役割を果たしたのである。

しかし、こうした三池労組と主婦会による一連の活動に対して、組合による生活の統制であると非難する組合員、主婦が少なからずあった²⁸⁾。さらに、生活革命運動における実際の担い手が主婦たちであったとしてもあくまで運動を主導したのは三池労組であり、この段階では職場の合理化を是正しようとする労組の決定事項に追随する主婦たちという側面があったことを否定できない。

(2) 夫に対する「民主化」要求

主婦会の会員たちは争議終結、12月1日の全面就労以降、第二組合員家族との賃金差別によって生活難に置かれた。このなかで争議前から続けられていた生活革命運動がより徹底し、とりわけ家族会議の実践は慣例化していった。

争議終結後、夫が定年を前にして「経済的にも家族みんなに苦労をさせるし、一年や二年で三池労組が立ち直るとは思わぬ」という理由で第二組合への加入を言い出し、それを家族会議にかけて第一組合に踏みとどませた妻の手記が機関紙に記載されている。

家計を切り盛りしているのは私です。不足をいったことは一度もありません。不足をしないようあれこれと工夫をして、一食でも

米がないから食わずに過ごさせたこともないでしょう。何か父さんは忘れているようですね。労働組合のできた根本はなんでしょう。まず働く者同士が集まって家庭平和、そしてしあわせを得るためにつくったのではないのでしょうか。三人の子供も私も第二組合に行くことには反対です。それをふり切って第二組合に行くとすれば、平和な家庭は乱されることになります。一家庭だけでなく全労働者のしあわせを失わせることになります。今私たちにかけられている会社の悪い差別や組織攻撃、それに不屈に抵抗し、たたかい抜くための苦しみ、これは二度と子供の代に繰り返したくありません。たとえ停年になしましうとも、私たちは一人ひとりが力を結集し、土台石となって築き上げておかねばならないのが今の段階ではないかと思います。²⁹⁾

主婦たちは争議中の経験から、経済的価値としてだけでは捉えられない労働と生活の価値を見出していたのである。

こうした価値付けは、この手記によっても示されているように家族会議の内実の変化として表れた。当初、家族会議は一万円生活の提唱のなかで「一家の主な計画は主人だけでなく、主婦やもののわかる子どもも知っておく必要があり、ことに共済会や金融会社から家族に相談なしで借金したり、保証人になったりして迷惑をうけないように家族会議をひらいて生活の設計、一ヶ月の行事など子供もふくめて家族中で考えていく」ことを目的としていた³⁰⁾。こうした家族会議が慣例化していくなかで、「親子、祖父母まで、それぞれ家族の一人ひとりが人格を尊重し合い、いたわりと励ましのなかで民主的な家庭を建設していくために、毎月一回必ず家族全員で話し合う」ことを積み重ねることを通じて、「進学、就職、買物に至るまで相手の立場を理解し、民主的に話し合って決めるのが当然のようになって」た³¹⁾。

このように変化した家族会議の理念を、より具体的なものにするために、主婦会による家庭民主化の希求が行われたのである。元主婦会会員はとりわけ夫婦間の民主化に関わるこの運動について次のように述べた。

家庭民主化の運動は、主人たちに女は家庭の家政婦じゃないよ。みんな健康でいるためには、だいが無理してもいから、されるもんでお互いにせにやいかん。だから、奥さんが炊事はずっとが当たり前じゃなくて、男の人も自分がされるのは手伝おう、自分がされるのは二人が一緒にやろうということで、男も女もないよと。家族はできるもんができることをみんなでやって協力しようねと。それが、家庭民主化よつていうことでずっとやってきたのでね。³²⁾

三池主婦会が「家庭民主化運動」と銘打って行った活動は、おおむね情宣活動に限られる。家庭の民主化を呼びかける情宣活動を行った元主婦会会員は次のように述懐している。

情宣に行くでしょ。どこの社宅でんね。来てから話ばしてくれて。家の父ちゃんのがいか、いっちゃん分からささんつて言うけんね。家庭民主化はどげんですか、おなごが洗濯もんはせにゃん、

おなごが家事もせにゃん、おなごが買い物もせにゃん、おなごが何でんせにゃんて決めつけとらんですかて言うてね。わたしは頭んなかで、うちげもいっちょん変わらん、はがいかねえって思いながら自分でできてないと言おうでしょ。もう苦勞しよったですたい。³³⁾

職場の民主化を訴えて第一組合に定年まで止まり続けた組合員を夫に持つ妻であっても、家庭の民主化は「苦勞」だったのであり、主婦会による家庭民主化の希求はそもそも非民主的な夫の態度が家庭内にあったことを示している。他の「階級的」「民主的」組織と同様に、三池労組による反企業合理化、民主化を目指す労働者の営為も、自然発生的に反性差別と結合しえるものではなかった。

しかし、三池争議中からの諸活動を通じて、主婦会会員個々の家庭の内実には確実に変化を遂げた。元主婦会会員は、主婦会の活動が家庭のなかに定着していった様を以下のように語った。

主婦会の会議やら、定例会に行くときはね、大威張りで行って行かれよったもんね、あと、きれいに片付けといってくれるから、余計にほっちらかしてね。他んときは怒るるばってん。³⁴⁾

うちは、新婚はやほや核家族やったけど、お父さんに、今日は学習会やっけん行ってよかね、って聞かんなやったもんね。そいけど、今日は学習会やっけんねって言うなら、ああそうかって。行くなとも言うなら、分会長に言うけんね、組合長に言うけんね、って言わるっけんね。主婦会ば組合は育てにゃんとやっかて。どこの家庭でん、今日は主婦会やもんね、今日は情宣じゃもんね、学習会じゃもんねって言えば、しょんなかけん、子守をして家庭をみるように男の人の人生も変わってきたわけよ。³⁵⁾

家庭民主化の運動は、家族会議による家族内のコミュニケーション、主婦会の活動に参加することそのものによって行われたのである。三池主婦会の正史である『三池主婦会二〇年』（三池炭鉱主婦会編、労働大学、1973）には、この家庭民主化の「運動」に直接言及する箇所はないが、「闘争をへて三池の家庭の民主化はいちだんと深まった。三池闘争のなかで主婦たちのもつエネルギーが見なおされ、就労後の差別と切りくずしに対するたたかいのなかで、さらに主婦のもつ力の重要さがクローズ・アップされた」とされている³⁶⁾。つまり、三池主婦会の諸活動に通底する価値とそれらの成果として、家庭の民主化があったのである。

当初、生活様式、家庭経済の計画化を企図して行われた生活革命運動の直接的な担い手として活動した三池主婦会は、生活の場における個人間の関係の民主化を対象とする運動へと変化した。三池労組によって組織された主婦会会員は、その活動を通じて階級から性へ、個の自律へと視点を深めたのである。

4. 生活における多元性の認識

(1) 「労働者の妻としての誇り」と「個としての主体性」

三井争議中の1960年3月17日における第二組合結成後、主婦会は機関紙を通じて「私たちは正しい道を歩いているという自信と確信

を、いまもう一度確かめるとき」と主婦会会員に呼びかけ、以下のように鼓舞した。

私たちが、誤った行動をしているのなら、どうして全国の仲間たちが支援などしてくれるでしょう。ある家庭では、昔ながらの封建制を発揮して夫が暴力までふるって妻に署名させたところもあるそうです。また夫が署名したから私も第二組合の方に署名したという人もいますが、これでは、あまりにも主婦としての主体性がないのではないのでしょうか。

私たちはもう一度、本当の敵は誰かを見きわめて、眼前の小さな利益や現在の苦しさを乗り越えて、労働者の妻としての誇りをもって行動しましょう。³⁷⁾

夫が第二組合に加入した後でも、妻が主婦会に残ったという事例を三池に関しては見ることはできない。主婦会会員による手記には「労働者の妻として」「拒否者の妻らしく」といった文言が並ぶ。主婦会の結成当時、ラディカルな女性解放の実践、理論は存在しなかった。その後の1980年段階においても、三池の主婦たちは女性解放運動とは異なるものとして自分たちの活動を捉えていた。例えばこのことは、インタビューに答える主婦たちの以下の発言に見ることができる。

Dー私は今の主人と離婚もしないかぎり、「ウーマン・リブ」とか「翔んでる女」とかには、絶対なれません。

Aー仕事柄やはり炭鉱というのは、坑内に下ったら、上がってくるまで命がわからない、という場ですから、女は家からとび出することはね、あの闘いの中では、女が翔んでたかもしれませんが、平和な時は女は家にいないといけない、というのが現状ではないでしょうかね。しかし、生活が苦しいために、子供をかかえて、止むに止まれず共働きをしてきたと思うんですよ。

Bー翔んでる女というのがよく分かりませんが、私の場合は31年から主婦会の執行部をやっていますが、一般のお父さんから、うちの主人をみると「可愛そうだ」という表現がでてくるんです。いつもオルグや会合やらで家にいないし、子供だけがボカンと家にいるという状況に帰るわけですから、自分が家庭の中でDさんの御主人のようにいばれないわけです。組合のことで私の方が詳しいものですから、家庭ではいつも「お父さんこうでしょうが」となるわけ。だからイヤだったろうと思います。役員をしていると内職はできないし、給料は少ないしで、よそが電気釜をかって、我が家では買えない状況でした。子供がひもじい思いをしていると主人がコークスで七輪をおこすわけですが、近所から「ほうら、嫁さんに頭があがらんけん」などと、いわれた時期もあるんですが、今日まで役員を続けられるということは、理解があったと言えると思います。それが「ウーマン・リブ」とか「翔んでる女」というなら、女性ってほんとうに解放されるということは難しいなと思います。運動して、子供の世話をして、そういう主人を思いやらねばならないし、本当に解放されるってどういうことかなって思います。³⁸⁾

女性解放運動、あるいはそれが提示した問題に対する彼女らの見解は、彼女らの活動が性別役割分業を基盤とする実践に止まったことを示している。主婦役割、母役割そのものを問題化することはなく、あくまで家庭の主婦、妻としてあった。上記の「本当に解放されるってどういうことか」という主婦の疑問は、まさに生活の場における実感から生み出されたものであったが、そうした問題が三池主婦会において深められることはなかった。夫たちの組合による階級闘争に、主婦たちが動員されたという側面は否定できないのである。

そもそも、主婦会の結成当時から「外部の女たちのあいだにも『主婦の組織など、後退だ』とか『集団まるごと男たちの組織に従属するなんてごめんだ』といった意見も多く、婦人運動家など、割り切れない思いで炭婦会を見ていた」という³⁹⁾。また、1990年の段階においても、女性運動の側からは「個としての主体性はどこにあるのだろうか。家を守り、子どもの世話をし、夫の世話をし、オルグの世話もすることが結局は女たちの役割だった。家を離れ、性別役割分業を拒否して、たたかい続けた女たちは存在したのだろうか」と批評されていた⁴⁰⁾。これらは、これまでの労働組合運動をはじめとして、男性を中心に組織、運営されてきた集団における女性の周辺化を考えれば極めて妥当な指摘であると言える。

しかし、こうした批判には「個の主体性」を問題にしながらも、「階級」を「性」に取り替えただけの新しい「階級闘争」に陥る可能性が内在していないだろうか。資本による労働者の搾取がまぎれもない事実だとしても、それに対する労働者の意識、彼らが解決を求める生活課題、そのための方途は多様なはずである。かつての階級闘争は問題や矛盾を画一的に階級間の対立へと還元した。それと同様に、性差別に対抗する人々の生活について、性別役割分業を拒否することと家を離れることを同意に捉え、家族を捨てることを普遍的な理想とするならば、それは多様な個別の価値を排除する危険があると考えられる。

確かに、子どもや夫の世話を拒否し、家を離れた主婦は三池にはいなかった。三池主婦会の活動が家族主義を根拠としていたことは、当時の女性運動、さらには今日的なジェンダーの視点からするならば反動的、「後退」であるかもしれない。この意味で、主婦たちによる家庭の民主化要求は矛盾のなかにあった。しかし、今日であっても、例えば夫婦別姓を実践しない女性に対して性差別解消に反動的だと断罪することはできないはずであり、個々の主婦の自律は家族主義を一挙に投げ捨てなければ不可能であると断言できるものではないと考える。

三池主婦会が活動を主として展開した1950年代から70年代にかけては、女性の主婦化が進行した時期にあたり、主婦であることは一つの理想であった。こうしたことを歴史的な限界として、主婦という社会的立場に止まりながらも、生活において現出した矛盾を問題化し、その解決を葛藤と妥協のなかで模索したのが三池主婦会の活動であったと考えられる。

(2) 生活の多元性に対する主婦の洞察

主婦会会員の一人は、家庭、地域を巻き込んだ三池労組の分裂を受けて、以下のように当時の家庭における子どもとの会話を証言し

ている。

私の所でも、隣が第二組合に行きなされたときがね、お母さん、ヤスオちゃんのお父さんは第二組合に行かしたげなねえて、うちの娘が言いますもんで、うん、第二組合行きなされたよって。ヤスオちゃんと遊んでよかつね、遊ばんね遊ばんね、なんもヤスオちゃんが悪かわけじゃなか、お父さんが悪かわけやなかって。会社がね、一生懸命儲からにゃんできんけんね、よかごとするけん、来い来いっちゅうてから会社が騙して、お父さんにうんて言わしとつとやけんね、おっちゃんが悪かわけじゃなかよって。そしてもちろんヤスオちゃんが悪かわけやなけん、今まで以上に仲良うするとよって言うたら、ああ良かったていうごたる風で。⁴¹⁾

家庭のみならず、第二組合の結成は学校に関わった地域組織へも伝播した。PTAの分裂を求める第二組合員との当時のやりとりを元主婦会会員は以下のように語った。

PTAも明日になったら総会開いて分かれますって言わしたけんね、地域のPTAが別れるなら学校も別れんなんでしょだい、先生も第二組合作らんなんでしょだい、おかしかじゃなかですかって。今、大人の世界はおかしき世界、間違った世界ば作とつとでしようが。それば子どもや学校の先生に強いつてすかつちゅうてね。そんなら、もう絶対でけんて。

もうそんなときはほとんど割れとつたですもんね。第二組合は第二組合でPTAば作るって言うてから。まあ二つぐらいはまだがつちりしとつたもん。会議に行くときに、さあ今度はPTAの母ちゃん、鉢巻はずして行きよつたですたい。そんで、闘争の話はお互いにせんめえってなつとつたですたい。

分かれるなら子どもにどうするか尋ねてみましょうって言うたつたですたい。子どもば全部呼ぶことはできんけど、子どもの班長さんから以上ば全部呼んで、嫌って子どもさんが言いなさるならしやうがなかって。分かれるって言い出したとこの子ども、男の子がね、一番初めに泣き出したですたい。おばちゃんたちはどこさ行つたつちやかわいがつてくれらす、兄ちゃんたちもいっちょん変わらんけんね、ぼくたち嫌ばいっちゅうて泣いたけん。そこの父ちゃんも参らつしやつて、子どもたちがあげん言うけん今まで通りによろしく願ひします、いやこつちこそよろしく願ひしますつて。⁴²⁾

この二つの証言が示しているのは、主婦が問題の所在を見きわめながらも、生活世界の多様な文脈に柔軟に対応したことである。証言にあるように、主婦たちは多元的な生活世界における個々の場に応じて鉢巻を締め、外したのである。

また、主婦たちが形成していた意識は例外を許さない教条的なものではなかった。元主婦会会員は三池争議終結後、一週間足らずで辞職、県外へ転居していった隣人に対する見解を以下のように述べている。

非常に申し訳ないって言うてから、辞めて行きました。それぞれ

の生活やけん、それはいいよって、三池闘争はちゃんと闘ってくれたっちゃけんて。その人たちが電話かけてくるときは、未だに、途中で脱落してごめんって言うですよ。今でもね、ほんとにみなさんと一緒に、力合わせたかったって。家庭の事情があったんでしょうけんね。⁴³⁾

生活世界の多元性を認識することは、他者の生活への配慮を伴っていた。三池主婦会において、組織の維持のために会員を統制するような動きは見られなかった。

労働者階級の解放がけだし人間の解放に帰結すると主張して争われた大争議の経験を通じて、主婦たちは民主化の視点を獲得し、労働の場の民主化を掲げて闘う夫たちが、一方で家庭においては非民主的に振る舞うことを黙認しない意識を形成した。争議を通じて形成された三池の主婦たちのこうした意識は、矛盾や葛藤、そこでの妥協を伴う生活世界の多元性に関する洞察に支えられていた。つまり、三池主婦会の活動は、対資本、対国家の関係における収奪のみならず、生活における個人の自律を阻む問題を対象化し、その解決を目指す主婦たちの意識形成をもたらしただけであるが、そうした個人の自律を希求する営為は、一方向的な権利要求としてではなく、他者との関係のなかで、その他者の自律とともにあったと考えられる。個々の生活課題に柔軟に対応することは、多元的な生活の現実を認識していた者によってこそ、より可能であった。

(3) 生活者の視点による労働の問い直し

争議終結後の経済的な困難のなかで、主婦たちの多くが家計補助としての雇用労働に従事するようになる。主婦の労働者化が進行し、妻が家事と雇用労働という二重の負担を背負う状況のなか、妻に対する意識を変化させた夫たちもいた⁴⁴⁾。三池主婦会による家庭の民主化は、特に争議後の家計の悪化を背景に、夫たちが妻に対する同志としての認識を深めたことを通じて浸透した。個々の家庭は幾多の争議経験、家族会議のような家庭内の個人の自律に基づくコミュニケーションを通じて、確実に変化を遂げたのである。

こうした変化のなかに、経済的側面から事実上、性別役割分業を維持できなくなった夫と、矛盾を抱えた主婦の葛藤があったことは確かであり、彼らは必ずしも性別役割分業、家族賃金に批判的な視座を獲得していたのではない。ブレッドウイナーの労働がもたらす賃金によって家族の生活が営まれる、といったそれまでの労働と生活のあり方を維持するにはどのような展望も拓けず、致し方なく変更せざるをえなかったというのが妥当であろう。

しかし、個人の自律を旨とし、生活の場における個々の関係の民主化を企図した三池の主婦たちは、労働の論理、労働がもたらす賃金によってだけでは規定されえない豊穡な生活の価値を見出していた。元主婦会会員は争議終結後にも続いた組合内の分裂の様子について、以下のように語った。

闘争が終わってからがひどかった。闘争の終わって、私たち、第一組合も入坑することになったでしょうが。それからの崩しがひどかった。

父ちゃん、坑内のどぶさらいを毎日これだけ上げろって言わ

れるようになって、やっぱお金は少のうなって。母ちゃんは働きに行くごたっても、子どもが小さいけん行かれんし。しょんなかけん第二組合に行こうかあって感じで。

一番先頭に立って、わあわあ言ううった人がぼろりって行ったりしてね。人間ちゃあもろかよ、そればよう見せ付けられた⁴⁵⁾。

随所に見られた人間の「もろさ」は、第二組合との間に生じた賃金差別とそれによってもたらされた経済的な困難に起因していた。そうした状況のなかでも三池主婦会に止まり続けた主婦たちは、賃金だけでは規定されえない生活観を形成していたと考えられる。元主婦会会員は、経済的な困難にあつて、それでも三池炭鉱を離れる、もしくは第二組合へ行くことを選択しなかった理由について、以下のように語った。

首切られた人たちのために闘ったというのもそりゃあつてすよ。わたしの近所でもだいぶ指名解雇がきたですけど、その人たちを見てみるとすね、一生懸命、社宅営繕、水道もね、四軒長屋に一つですもんね。共同水道。そいでトイレも前は共同。裏に手洗い場を作ってくれとか、水道をね、各戸につけてくれとか、そういう要求をしてくれた執行部とか職場の活動家、その人たちが軒並み指名解雇だったですもんね。

自分たちの生活、暮らしをよくするために、近代的にするために、一生懸命、よくしてくれた人たちが首切られた、こりゃあおごっちゃというのがやっぱ、自分たちの問題だということになったという、一番最初の直感的な気持ちですよね。

そして辞めていくとか、第二組合に行かんまでも、もうこげん闘争ばっかするとかは、辞めて行こうと思わなかったのも、首切られた人を見限っていくという風には、自分の気持ちとしてなれなかった。それがやっぱ一番でしょうね。辞めて行くつちゅうことは、首切り反対闘争におさらばすることでしょう。あの人たちの首切りを撤回するまでは、自分はいいい仕事があつても辞めないぞつというのが、まず三池闘争を果敢に闘った一つでしょうね。首切られた人たちがみんなの生活をよくするために、職場では保安を守るために一生懸命してくれたと⁴⁶⁾。

社宅の営繕という福利厚生もまた、賃金と同様、会社が労働の対価として労働者家族に与えるものに違いない。その意味で、三池主婦会は完全なる会社からの自立を企図して活動していたのではない。解決が目指された問題は、労働の論理でいって、生活の自律、生活の場における他者との関係が一方向的に侵食される、労働と生活の権力関係とでもいうべきものであった。

主婦役割を否定的に捉える見方が看過してしまうものとして、木本喜美子は「主婦役割の徹底にもとづく『いのちと暮らし』にかかわる社会運動領域」、すなわち生活文化を脅かすものと闘う、人間の再生産領域にかかわった運動の意義を強調している⁴⁷⁾。三池主婦会の活動は、この「いのちと暮らし」に関わる運動として、生活者の視点に根ざした価値、賃金のみによっては規定されえない生活観を示すものであった。

労働の民主化を求める運動は生活の場の問題解決と不可分であり、

「いのちと暮らし」に関わる運動も労働を等閑視してなされるものではない。両者を分離したうえで進められてきた営為が性別役割分業を支えてきたとも言える。実際に、企業社会における性別役割分業の物質的基盤としての家族賃金は、男性中心主義に基づいて展開されてきた労働組合運動の成果としてあった。労働によってもたらされる賃金に規定されるものとして生活が捉えられ、ここでの労働者は扶養する家族の生活費を稼ぐ労働者であって、多元的な生活を営む労働者という視点は欠如していた。

さらに積年の女性運動の成果としてあった男女雇用機会均等法は、現実の職場に限られた変化しかもたらさなかったにも関わらず、若い女性に「平等」な「統合」の幻想を与えることによって、「機会均等」で「公正」な競争原理のさらなる内面化を推進したと評価される⁴⁸⁾。アンペイド・ワークの発見は、主として女性が担う、市場を介さない再生産活動を労働として捉える視点を提供し、さらには賃労働を担う女性労働者の二重負担を対象化した。しかし、生活の場における人々の営為について、経済的価値、またはワークとしてのみ検討することは、企業社会における能力主義的傾向を促進する結果を招き、これは労働と生活の二分法とその非対称性、権力関係の強化と隣り合わせである。この意味で、男性中心に構成された労働を問う営為もまた、主婦役割の徹底に基づく「いのちと暮らし」に関わる営為、多元的な生活の意義を見失いがちである。

したがって、従来の賃労働、男性労働を中心とする労働概念に、多くを女性が担ってきた不払い労働としての家事労働を併せることによって、労働と生活における性差別撤廃を企図する労働の「ジェンダー化」⁴⁹⁾は、労働を多元的な生活という文脈に置き換えること、いわば「労働の生活化」とでも言うべきものによってこそ可能であると考えられる。三池の主婦たちは他者との関係のなかで個々人の自律を求め、賃金のみによっては規定されえないものとしての豊かな生活の文脈から労働を捉え返した。そうした生活観は、賃金に換算される経済的価値を労働の一義とする視角を脱中心化し、企業社会における家族のあり方、家族賃金を享受することによって企業社会とそこでの労働を支える生活のあり方を解体していく可能性があると考えられる。三池主婦会は、他者と共にある個々人の自律に根ざした豊かな生活のもとで労働の世界を再編しうる、未発の契機としてあったのではなかろうか。

5. まとめと今後の課題

小論では、三池労組の主導のもとで組織化された三池の主婦たちが、主として再生産領域における活動を行いながら、三池争議の経験を経て、夫たちが求める労働の場の「民主化」を家庭の「民主化」へとずらし、家庭における個人間の関係の民主化を求めるに至る経緯について、主婦たちの語りを中心に跡付けた。

「総資本対総労働の闘い」、三池労組と三井鉱山経営陣の間の階級闘争として捉えてきたこれまでの三池に関する先行研究は、主婦たち独自の価値選択としての家庭民主化や、主婦たちが直面した矛盾を含み込むかたちで三池争議を理解してはこなかった。それらは「階級」という視点だけでは捉えることができないものであった。三池労組の正史においても「家族ぐるみ」が強調され、主婦会による家庭の民主化に関して記述されることはなかった⁵⁰⁾。

家庭の民主化という主婦たち独自の価値選択は、三池労組の主導のもとで展開された再生産領域における諸活動、とりわけ家族会議の実践が慣例化していくことを通じて行われた。家計簿記入、給料一日寝かせの推進と併せ、家庭経済の計画化を意図して行われた家族会議は、家庭内における個の自律を重視し、夫婦間の関係を民主化するものへと変化した。三池の主婦たちは、生活様式の変革と家庭経済の計画化を以って、労働の場の民主化を求める夫たちを支えると同時に、家庭内のコミュニケーションを通じて、家庭民主化の希求へと運動を展開したのである。

こうした家庭民主化の運動へと至る三池の主婦たちは、矛盾や葛藤を伴う多元的な生活を抱えた存在であった。彼女らは、他者の生活の多元性に対する配慮を伴いながら、多様な生活課題に取り組んだ。主婦たちが抱えていた生活は、矛盾と葛藤を伴いながら、新たな展開を生み出す力を有するものであったのではないだろうか。新たな展開としての家庭民主化、民主化の生活の場への拡充は、生活者としての主婦の視点から成し得たものであった。家族主義という歴史的な限界の内で、矛盾と葛藤、妥協を含みながらも三池の主婦たちが追求した価値は、多元的な生活世界の文脈における労働の自律的な創造、「労働の生活化」へと向かう未発の契機となるものであったと考える。

扶養する夫の側の問題状況も指摘されるようになり、多様な生活のあり方が標榜される今日、企業社会とそこでの性別役割分業によって奪われた生活の意義の奪還が男女共に求められている。労働と生活、それらに割り振られた男女の非対称な二分の解決は、常に他の可能性に開かれつつ、文脈をずらしながら重ねられる人々の生活世界における営為、「労働の生活化」を以て実現しえんと考える。三池争議終結から半世紀近く経た今日において、「労働の生活化」の実現はいかに保障されえるのか、そうした営為をなす人間の力量はどのような過程を経て形成されるのかについて、今後さらに問うていきたい。

註

- 1) 当時の主な著作としては、諫山博『三井三池』（三一書房、1960）、戸木田嘉久『労働組合はどう変わるか—三池闘争をへて』（三一書房、1961）、向坂逸郎『三池日記』（至誠堂、1961）、清水慎三『三井三池争議』（藤田若雄、塩田庄兵衛『戦後日本の労働争議』御茶の水書房、1963）がある。

近年の平井陽一『三池争議—戦後労働運動の分水嶺—』（ミネルヴァ書房、2000）は、三池争議の「真の争点」とは、積年の職場闘争の結果として形成されていた「労働者の職場秩序」を三池労組が維持しうるのか、それとも会社側がそれを切り崩し、職場の末端に至るまで経営権を確立しうるのかという点にあったと指摘している（2-3頁）。

また、清水慎三はこうした三池争議を「企業資本主導型の経済成長への階級的障害を取り除き、戦後型企業社会の創出とその一般的变化への道を切り開いた画期」としている（清水「戦後労働運動史における三池争議の位置」『月間労働運動』No.279、1980年10月、17頁）。

- 2) 黒沢惟昭「女性のたたかいと学習そして子どもたちー『三池主婦会二〇年』によせてー」『国家・市民社会と教育の位相ー疎外・物象化・ヘゲモニーを磁場にしてー』御茶の水書房、2000、546頁。初出は『教育』No297 (1973年12月)。
- 黒沢はまた、「人間の強さも弱さもあわせもつ普通の主婦」が「集まって強靱な集団となっているのは」「たえざる話し合いによって矛盾の原因を確かめあい、どうすればよいかを徹底的に討議し、それを実行するところに秘密があるのではあるまいか」と述べているが、副題に示されているように『三池主婦会二〇年』に基づいてその活動を跡付ける論考であり、その「秘密」を実証的に明らかにするものではない。
- 3) 中村広伸は、これまでの三池争議に関する研究は、争議主体としての「既婚女性」を排除することによって、「再生産活動をめぐる企業―家族関係の変容、およびそれを通じた既婚女性の主体形成の存在」、三池労組が「再生産領域を含めた、より包括的な範囲におよぶ会社側のイニシアティブを蚕食すべく闘争戦略を練っていた」ことを見落としていると指摘している(中村「労働争議研究の再検討ー『家族ぐるみ』闘争における既婚女性への着目を通じてー」『ゆらぎのなかの日本的経営・労使関係』日本労働社会学会年報第12号、2001、140-1頁)。
- しかし、中村のいう「既婚女性の主体形成の存在」は、1954年における三池労組の特別生活対策、特に「考える主婦づくり」を目的として行われた家計簿記入運動をその根拠としており、主婦の「主体形成」の内実については今後の課題に止まっている。
- 4) 石垣綾子「主婦という第二職業論」上野千鶴子編『主婦論争を読むⅠ』勁草書房、1982、5頁。
- 5) 磯野富士子「婦人解放論の混迷」上野千鶴子編『主婦論争を読むⅡ』勁草書房、1982、2-22頁。
- 6) Aさん(1930年生、1953年主婦会入会)とBさん(1923年生、1953年入会)、Cさん(1931年生、1963年入会)で集団面接(2003年10月9日実施)、そのうち、Aさん(2003年12月11日実施)とBさん(2003年12月9日実施)には個別の聞き取り調査を行った。
- 7) 「垣根、塀でん、職員社宅になると会社がしてくれととつやもんね。鉦員の社宅になると何もなかけん、自分たちで金かけてせんなんじゃったですよ」(集団面接でのBさんの発言より)
- 8) 「かつこはよかし、聞こえはよかし、金は楽やしやけん、とにかくとおちゃんを職員になさんっていうのがね、大方の主婦の願いですよ」(集団面接でのAさんの発言より)
- 9) 三池炭鉦主婦会編『三池主婦会20年』労働大学、1973、43頁。
- 10) 『三池主婦会二五周年記念文集』三池主婦会、1979年8月、30頁。
- 11) 三池炭鉦労働組合編『みいけ十年』1956、339頁。
- 12) 三井鉦山株式会社編『資料三池争議』日経連、1962、124-7頁。
- 13) 『三池主婦会20年』前出、55-7頁。
- 14) 同大会では当面の具体的な活動方針として「一、炭婦協発展のための組織強化対策」「二、文化活動のための諸活動」「三、生活向上のための諸活動」「四、政治への関心を深める運動」「五、夫や子弟の首切りや労働強化に反対する運動」「六、平和と独立をかちとる運動」を掲げている(同前、82-3頁)。
- 15) 集団面接でのCさんの発言より
- 16) 『みいけ20年』前出、86頁。
- 17) 同前、87頁。
- 18) 『三池主婦会二〇年』前出、95-6頁。
- 19) 集団面接でのAさんの発言より
- 20) 具体的な要求は、①炭婦協会員と非炭婦協会員との会社施設利用に関する差別待遇撤廃、②昼替差別問題の責任者たる世話方処罰、③鉄筋アパートに鉦員をいれること、である。争議終結前の11月23日、炭婦協の抗議によって緑ヶ丘社宅では「炭婦協活動の妨害は一切しない」と確約させられており、結果30日にはこれらの問題も組合側の主張通りに解決されている(『みいけ十年』前出、444-6頁)。
- 21) 『三池主婦会二〇年』前出、92頁。
- 22) 『みいけ十年』前出、450-3頁。
- 23) 同前、469頁。
- 24) 同前、513頁。
- 25) 『三池主婦会二〇年』前出、112-137頁。
- 26) Bさんの聞き取り調査より
- 27) Aさんの聞き取り調査より
- 28) 『みいけ十年』前出、567頁。また、こうした批判に答えて「こういう動きの現象だけをみれば、なるほど鳩山内閣や日経連が上から主唱する、資本のための新生活運動との区別を見出し難いけれども」、「階級文化の芽生えと発展であることを知らなければならぬ」、「これらの生活改善運動が『民主的社会秩序』をめざし、それをかちとっていく運動に発展して行くものであることも知らなければならない」としている。
- 29) 三池労組機関紙「みいけ」昭和37年1月28日号
- 30) 同前、昭和31年12月9日号。
- 31) 『三池主婦会二五周年記念文集』前出、15頁。
- 32) Aさんの聞き取り調査より
- 33) 同前
- 34) 集団面接でのCさんの発言より
- 35) 集団面接でのAさんの発言より
- 36) 『三池主婦会二〇年』前出、274頁。
- 37) 三池労組機関紙「みいけ」昭和35年3月20日。
- 38) 八丁和生「主婦の三池闘争20年」『社会問題月報』(社会問題研究所) 214号、1980年7月号、30-1頁。
- 39) 河野信子「炭婦協」朝日ジャーナル編『女の戦後史Ⅱ 昭和30年代』朝日新聞社、1985、142頁。
- 40) 色川奈緒「ヤマの火を守れー三池闘争のなかの女たちー」女たちの現在を問う会編『女たちの六〇年安保ー銃後史ノート戦後篇 ⑤ー』インパクト出版会、1990、206頁。
- 41) Aさんの聞き取り調査より
- 42) Bさんの聞き取り調査より
- 43) Aさんの聞き取り調査より
- 44) 三池の労働者詩人・高椋龍生の詩集『石蓀の花が咲きました』(労働大学、1966)に収録されている「準世帯主」(110-3頁)では、主婦たちが家庭外の労働へと従事するようになっていく状況のなかで、炭坑夫たちが家事を担い、食材の安い店を話題とし、生活の知恵を身につけることを通じて「妻への感謝と、いたわり

と尊敬との交じりあった心の底から、祈るように、かつての古い妻の座から自分の位置まで引き上げようとする」(113頁)姿が描かれている。

45) Bさんの聞き取り調査より

46) Aさんの聞き取り調査より

47) 木本喜美子『家族・ジェンダー・企業社会』ミネルヴァ書房、1995、129-132頁。

48) 上野千鶴子『フェミニズムのゆくえ』岩波書店編集部編『これからどうなる21』岩波書店、2000。

49) 上野千鶴子は「家事労働」の発見に至る経緯について、日本の「第二次主婦論争」の展開を中心に跡付け、『『家事労働』概念を早くから問題にしてきた日本の論者にとっては、『不払い労働』のジェンダー間の不均等配分を問題にすることなしに、『雇用の場』における『平等』のみを語ることができないのは明白』だとし、『『労働』概念のジェンダー化』を提起している(上野『『労働』概念のジェンダー化』『差異の政治学』岩波書店、2002)。

また、大沢真理は逆に「家事労働」の発見を妨げてきた側、雇用労働を巡るこれまでの研究に焦点を当て、そこでの「家事労働や家族従業者の労働が無視ないし軽視されてきたこと」を「方法的セクシズム」であるといい、「生産と消費の二分法を超え、あまりにも男性雇用労働中心の労働概念を組みかえること」を「労働のジェンダー化」として提起している(大沢「労働のジェンダー化」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉『岩波講座・現代社会学Ⅱ第11巻 ジェンダーの社会学』岩波書店、2000)。

50) 前出の『みいけ十年』、『みいけ20年』、または『みいけ炭鉱労働組合史』(三池炭鉱労働組合編、2000)を指す。